

別表1

教職員の活動に伴う移動の方針

	国からの都道府県知事あて事務連絡(令和2年5月25日)	一般原則	学術活動(研究・調査・学会・講演・講話・自己研鑽・社会貢献活動*等):「不要不急」扱いとしない *「知の社会への還元」に相当する活動		地域貢献活動(災害地支援、地域行事支援など)	
			石川県内の活動	県境を越える活動	石川県内の活動	県境を越える活動
6月1日 ～ 6月18日	○ 一部首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)、北海道との不要不急の県をまたぐ移動は慎重に	○ 一部首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)、北海道との間の不要不急の移動を可能な限り控える(石川県の方針通り)	○ ※ 先方の了解があり、感染予防対策が整っていると判断できる場合は可	○ ※ 県境を越える移動は可。ただし一部首都圏、北海道への移動はなるべく自粛。 ※ 他の府県であっても県境を越えない方法をできるだけ追究。 ※ 先方の感染予防対策が整っている。	△ ※ 原則自粛 ※ その対象、活動方法、必要性等を考慮して判断する(自己判断または求めにより学長補佐会議にて判断)。	△ ※ 原則自粛。 ※ 高い必要性が認められ、かつ日程、対象、行き先、活動方法が感染予防に叶うと判断された場合に可(自己判断または求めにより学長補佐会議にて判断) ※ 感染防御に最大限の注意を払う。
6月19日 ～ 7月9日	○	○	○ ※ 同上	○ ※ 同上 ※ ただし、一部首都圏、北海道に対する特別の自粛は必要なし。	△ ※ 同上	△ ※ 同上
7月10日 ～ 7月31日	○	○				